

苫小牧港長期構想意見提出手続実施要領

（目的）

第1条 この要領は、苫小牧港管理組合（以下「管理組合」という。）が苫小牧港長期構想（以下「長期構想」という。）にかかる意見提出手続について必要な事項を定め、幅広い意見の把握に努め、長期構想の策定プロセスにおける透明性・客観性を向上させることにより、地域住民や港湾利用者等の理解の促進及び合意の形成を図る事を目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「意見提出手続」とは、長期構想の策定プロセスにおいて、案の段階で公表し、地域住民や港湾利用者等からの意見を求め、意見に対する管理組合の考え方を明らかにする一連の手続をいう。

（案の公表）

第3条 管理組合が長期構想（案）の意見提出手続を行うにあたって次の各号に掲げる事項を公表する。

- （1）長期構想を策定する趣旨、目的
- （2）長期構想（案）の内容
- （3）意見の提出先、提出方法及び意見提出期間

2 前項に規定する公表は、次の各号に掲げる方法のいずれか又は複数により行うものとする。

- （1）管理組合ホームページでの掲載
- （2）当該事項を記載した資料の閲覧及び配布
- （3）その他適当と認められる方法

（意見書の提出）

第4条 意見提出手続は、所定の様式（意見書等）に記入し、別途管理組合が定める期間、方法により提出するものとする。

2 意見提出手続により提出される意見には、次の各号に掲げる事項が付記されなければならない。

- （1）当該意見を提出する者の氏名（法人その他の団体については、名称及び代表者の氏名）
- （2）当該意見を提出する者の住所（法人その他の団体については、所在地）

3 意見提出手続における意見提出期間は、第3条第1号に掲げる事項を公表した日から起算して30日以上とする。

(意見提出手続の特例)

第5条 管理組合が意見提出手続を行う場合においては、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、第4条第1項に掲げる事項を公表する際その理由を明らかにしなければならない。

(提出意見の考慮)

第6条 長期構想の策定にあたって、意見提出期間内に提出された意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮することとする。

(結果の公表)

第7条 管理組合は、長期構想の策定と同時期に、次に掲げる事項を公表することとする。

- (1) 長期構想の内容
- (2) 意見提出手続の実施を公表した日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
- (4) 提出意見を考慮した結果及びその理由

2 前項に規定する公表は、原則として、第4条第2項によるものとする。

3 管理組合は、第1項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項3号の提出意見に代えて、当該意見を整理又は要約したものを公表することができる。

4 管理組合は、提出意見のうち、公表することにより地域住民や港湾利用者等の権利権益を侵害するおそれがあるものについては、その全部または一部を公表しないことができるものとする。

5 管理組合は、長期構想を策定しないこととした場合は、その旨並びに第1項第1号及び第2項に掲げる事項を速やかに公表する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本手続に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年10月31日から実施する。